６生私振第９６７号

令和６年９月１０日

　各道府県私立学校事務主管課長　殿

東京都生活文化スポーツ局私学部

企画担当課長　　横田　圭輔

　　　　　　　　　 （公印省略）

東京都私立中学校等授業料軽減助成金の周知について（依頼）

　平素から、東京都の私学行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東京都では、私立中学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減するために、令和５年度から「私立中学校等授業料軽減助成金」を支給しています。本制度は、生徒及び保護者等が都内に在住し、都外の私立中学校等に通学する場合や、生徒が学校の指定する寮に入り、都内から都外に移り住んだ場合についても、助成の対象としています。今年度から、保護者の所得制限を撤廃し、昨年度より多くの方が助成の対象となります。

そのため、制度概要や申請手続等について、受給申請事務を行う（公財）東京都私学財団のホームページに掲載するとともに、各道府県にお知らせすることにより、都認可校以外の中学校等に通う私立中学生等に対して周知を図りたいと考えております。

　つきましては、貴課所管の私立中学校等に、都内に保護者等が在住する生徒が在学している場合は、当該保護者・生徒の皆様が必要な支援を確実に受けられるよう、本通知を私立中学校等に配布いただくなどの方法により制度周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

　なお、別添「令和６年度東京都私立中学校等授業料軽減助成金のお知らせ」については、各学校にも送付しております。

【制度の詳細について】

（公財）東京都私学財団ホームページに掲載しております。

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo_chugaku.html>

【令和６年度の申請受付期間】

令和６年９月２日（月）から10月15日（火）まで

【問合せ先】

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課

保護者負担軽減担当　大石、戸上

電話：０３－５３８８－３１８１